

# 水道料金・浄化槽使用料(市町村設置型浄化槽)などが改定されます



平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、水道料金・上水道布設工事分担金・浄化槽使用料(市町村設置型浄化槽)を次のとおり改定されます。

## 水道料金(平成26年度6月分として徴収する料金から適用)

### 改定前(消費税等5%)

#### ■給水料金

種別	用途	(基本料金1カ月につき)		超過料金(円) (1mにつき)
		水量(m)	料金(円)	
専用	一般用	10	2,100	210
	営業用	20	4,725	262
	団体用	20	4,725	262
	工業用	100	23,520	262
	浴場営業用	200	11,760	99
	臨時用	1	336	336
共用	一般用	1戸につき10	1,522	157
私設消火栓	演習用	1栓10分間	5,460	ただしメーター取り付けのない消火栓

#### ■メーター器使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
使用料(円) (1カ月)	105	168	210	294	315	2,415	2,625	3,675

### 改定後(消費税等8%)

#### ■給水料金

種別	用途	(基本料金1カ月につき)		超過料金(円) (1mにつき)
		水量(m)	料金(円)	
専用	一般用	10	2,160	216
	営業用	20	4,860	270
	団体用	20	4,860	270
	工業用	100	24,192	270
	浴場営業用	200	12,096	102
	臨時用	1	345	345
共用	一般用	1戸につき10	1,566	162
私設消火栓	演習用	1栓10分間	5,616	ただしメーター取り付けのない消火栓

#### ■メーター器使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
使用料(円) (1カ月)	108	172	216	302	324	2,484	2,700	3,780

## 上水道布設工事分担金(平成26年4月1日から適用)

### 改定前(消費税等5%)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
金額(円)	52,500	105,000	168,000	273,000	525,000	913,500	2,415,000

### 改定後(消費税等8%)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
金額(円)	54,000	108,000	172,800	280,800	540,000	939,600	2,484,000

## 浄化槽使用料(平成26年度5月分として徴収する料金から適用)

### 改定前(消費税等5%)

人槽	使用料月額(円)
5人槽以下	3,465
6人槽以上 7人槽以下	4,725
8人槽以上 10人槽以下	5,040
11人槽以上	5,040円に10人槽を超えた部分に人槽あたり525円を乗じた額を加算した額

### 改定後(消費税等8%)

人槽	使用料月額(円)
5人槽以下	3,564
6人槽以上 7人槽以下	4,860
8人槽以上 10人槽以下	5,184
11人槽以上	5,040円に10人槽を超えた部分に人槽あたり540円を乗じた額を加算した額

### 【水道料金算出方法】 例：メーター口径20mm

検針水量(2カ月分)→「33m<sup>3</sup>」だった場合

使用水量は…偶数月 17m<sup>3</sup>

奇数月 16m<sup>3</sup>

として使用料を請求します。

偶数月は…

基本料金(10m<sup>3</sup>までは基本料金) 2,160円

超過料金 1,512円※

メーター器使用料 172円

3,844円

奇数月も同様に計算すると…3,628円となります。

※使用水量－基本水量＝超過水量

17m<sup>3</sup>－10m<sup>3</sup>＝7m<sup>3</sup>

超過水量×超過料金(1m<sup>3</sup>につき)＝超過料金

7m<sup>3</sup>×216円＝1,512円

### ■一般家庭での基本使用量内の料金の比較

(単位：円)

口径	改定前	改定後	差額
13mm	2,205	2,268	63
20mm	2,268	2,332	64
25mm	2,310	2,376	66

※表の金額は「基本料金＋メーター器使用料」の金額です。

問地域整備課 ☎ 72-6936



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証された適切に管理された森からの木材を含んだ用紙で印刷されています。